

# 組織運営規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）の定款（以下、「定款」と言う）に基づいて定めるもので、この法人を能率的かつ確実に運営することを目的とする。

(顧問)

第2条 本会の公益事業の完遂を図るため、本会に顧問を置くことができる。

2 顧問を委嘱する場合は理事会の議決による。

(名誉会員)

第3条 本会の発展に特別の功績があった正会員を理事会が推薦し、総会において出席会員の3分の2以上の賛同を得た場合、その者を本会の名誉会員とすることができる。

2 前項により理事会が推薦する名誉会員は、その会員在籍期間が引き続いて20年以上なければならない。

3 名誉会員は、会長から諮問があった場合、これに答えなければならない。

4 名誉会員は、本会会員としての資格を喪失しない限り、名誉会員としての資格を失うことはない。ただし、名誉会員資格の取り消しは、総会において議決権の3分の2以上の賛成によって議決される。

5 名誉会員は、本会の会費を免除する。

(寿会員)

第4条 年齢が80歳以上の正会員である者を、理事会承認をもって寿会員とする。

2 本会への協力、または現役で診療放射線技師業務に従事していなければならない。

3 寿会員の資格喪失は、理事会での議決とする。

4 寿会員は、本会の会費を免除する。

(永久会員)

第5条 永久会員とは、本会会計規程第2条第4項に定める、終身にわたって会費免除になっている者をいう。

(参事)

第6条 理事の過半数の賛同により、次の者の中から参事を選任することができる。

- (1) 本会の役員経験者
- (2) 本会各支部の役員および役員経験者
- (3) その他、会長が推薦する正会員

2 前項により参事に選任された者の任期は、選任したその理事会を構成している理事の任期をもって満了する。

3 参事は、会長あるいは理事会の要請により次の職務を行う。

- (1) 諮問に答申する
- (2) 理事会に出席して意見を述べる
- (3) 事業の執行および会務の運営に参加する

4 参事は、その自由意思に基づいた結集によって参事会を組織することができる。

5 参事会は、会長あるいは理事会に対して本会運営についての意見の具申、および事業内容に関する提案を行うことができる。ただしこの場合、参事の過半数の同意によるものでなければならない。

6 前項により具申・提案等があったとき、理事会はこれを検討しなければならない。

(賛助会員)

第7条 賛助会員資格は定款第5条第3項に従い、理事会の承認を得た団体または個人とする。

2 賛助会員は、社員総会会場に入場し傍聴する資格を有するが、発言および議決権を持たない。

3 会費は「会計規程」第2条に従う。

4 賛助会員は、本会の定款・諸規定・決算書・事業報告・予算案・事業計画を閲覧する権利を有する。その他の帳票類については会長が決済する。

5 賛助会員は、正会員と同等に機関紙の送付・広告掲載・一般演題発表の権利を有する。その他、宣伝広報・学会研修会参画等については会長が決済する。

(機構)

第8条 本会の会務および事業を能率的かつ合理的に遂行するために執行部を組織する。

- 2 執行部の名称およびその担当会務は次のとおりとする。
  - (1) 総務部とは、会計、広報、渉外、ならびに総務管理に関すること
  - (2) 事業部は学術教育、各種の公益的サービス事業および指導に関すること

(役員選出)

#### 第9条 選挙管理委員会

- (1) 役員選挙を行うため選挙管理委員会（以下、「委員会」という）を設ける
- (2) 委員会を構成する委員は各支部より1名を選出し計4人とする
- (3) その選挙の候補者は委員になれない
- (4) 委員長は委員の互選によって決める。委員長が決まるまでは、委員会の会議（以下、「会議」という）の招集。その他、必要な事項に関し会長がこれを行う
- (5) 第2号に掲げる構成メンバーが決定したときは、委員会は速やかにその内容を会員に周知しなければならない

#### 2 委員の任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない
- (2) 委員に欠員が生じた場合は補充する。その場合の任期は、前任者の残任期とする。ただし、補充がなくても会務の執行に支障がないものと委員会が認めた場合はこの限りではない

#### 3 会議

- (1) 会議は委員長が招集する
- (2) 会議は過半数の出席をもって成立する
- (3) 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長が決する

#### 4 会務

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補の受け付けと候補者指名の告示
- (3) 投票方法および当選の確認
- (4) その他、選挙管理に必要な事項

#### 5 告示

- (1) 選挙の告示は総会の前50日とする
- (2) 立候補者の受付期間は30日間とする
- (3) 候補者が定数に満たないとき、および届け出締め切り後に辞退等があつて定数に不足を生じたときは、会長・副会長に候補者を推薦させることができる

#### 6 理事および監事候補者

- (1) 立候補の種別および定数は、定款第23条第1項第2項とする
  - (2) 理事および監事候補者は、次のいずれかに該当する者については認めない
    - ① 本会正会員としての継続した在籍期間が満3年に満たない者
    - ② 納入期限を過ぎて当年度会費が納入されていない者
    - ③ 外部理事および外部監事はこの限りではない
    - ④ 会長が認めた者はこの限りではない
    - ⑤ 理事の過半数が認めた者はこの限りではない
  - (3) 理事あるいは監事に立候補しようとする者は、次のいずれかの書類を付して選挙管理委員会に届けるものとする
    - ① 役員立候補届けおよび本会の正会員5名以上の連署推薦書ならびに立候補者の略歴
    - ② 会長の推薦書
    - ③ 理事会の推薦書
  - (4) 本会の理事会は、その決議により理事、監事の候補者を推薦することができる。
  - (5) 選任は定款第19条に基づき、総会において次の順序で行う
    - ① 理事
    - ② 監事
  - (6) 候補者が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た者で、かつ得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任する
  - (7) 定員の終位が同点の場合は、その者らについては決戦投票により決する
  - (8) 投票方法は委員会が定める
  - (9) 候補者が定数以下であっても、候補者全員の採決を行う
- (10) 解任および辞任について、次のように定める
    - ① 定款第19条第2項により役員解任の請求をしようとする場合は、正会員総数の10分の1以上の連署書を付して理事会に届け出なければならない
    - ② ①による解任請求の届け出を理事会が受理したときは、理事会決議により臨時総会開催の是非を決める
    - ③ 役員が辞任しようとする場合は、その理由を付して理事会に届け出なければならない
    - ④ ③による辞任の届け出があつた場合でも、退会以外の事由により辞任しようとする場合は、理事の総数の2分の1以上の承認がなければ辞任することができない
    - ⑤ ④による役員の辞任が承認されたために役員の定数に不足を生じるときは、60日以内に総会を開催しなければならない

#### 7 役員任期

- (1) 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期社員総会の終結時までとし、再任を妨げない

(入退会)

- 第10条 本会への入会手続きは、所定の入会申込書、および他の規定に定める必要な書類が揃った時点で完了する。
- 2 他の都道府県（診療）放射線技師会に会員として所属し、会費等を完納していた者が本会への入会転入を希望する場合は、初年度会費を免除する。
  - 3 任意退会および会員資格の喪失後の再入会は、次のように定める。
    - (1) 再入会する者の入会金は本会会計規程に準ずる
    - (2) 定款第10条第1項第1号に該当する未納金がある場合は、その未納金の全額を納める
  - 4 定款第9条により除名された者の再入会については、いかなる理由においても認めない。
  - 5 正会員が次の一つに該当するときは、本会理事会の承認を経て休会を認めるが、休会中は会員の権利を喪失する。
    - (1) 長期にわたる病気療養のため、診療放射線技師としての業務ができない者であって、それを証明する書類を本会に提出した場合
    - (2) 2年以上にわたる海外出張のため、国内において診療放射線技師としての業務ができない者であって、それを証明する書類を本会に提出した場合
    - (3) その他、理事会が妥当と認めた場合
  - 6 休会を申請しようとする者は、休会申請年度までの会費を完納していなければならない。
  - 7 休会申請年度を含む5年度末の時点で退会とする。この場合、定款第8条の退会手続きは不要とする。
  - 8 休会中であっても会報誌等は送付される。
  - 9 休会から復帰する場合は、会長に対し文書で申請を行うことで復帰する。
  - 10 任意退会は定款第8条に準じる。
  - 11 定款第9条「除名」の運用について次のように定める。
    - (1) 除名対象者には、理事会において弁明の機会を与えなければならない
    - (2) 弁明を拒否した場合は理事会での審議を不要とし、社員総会での決議事項とすることができる
    - (3) 理事会は、弁明の内容を審議し出席者の3分の2以上の賛成をもって、社員総会での決議事項とすることができる
    - (4) 除名対象者には、社員総会において弁明の機会を与えなければならない
    - (5) 除名の通知は、本会より内容証明郵便により通達される

(総会)

- 第11条 正会員（以下「会員」という）は この規定に基づいて動議を提出する権利および討論 質疑の自由を保障される。ただし 定款に定めるものはそれによる
- 2 会員は議長の統制に服し、その許可を得て発言しなければならない。
  - 3 会員は会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは議長の許可を必要とする。
  - 4 総会の開催通知を受理した会員は、会議の前日までに出席を報告しなければならない。
  - 5 総会運営委員は、理事会において本規程第13条に定める支部からそれぞれ1名ずつ、ならびに本会の役員の中から1名の計5名を選出する。
    - (1) 総会運営委員の任期は、その総会の閉会時までとする
    - (2) 総会運営委員会は互選により委員長を定める
    - (3) 総会は、次の事項の審議を総会運営委員会に付託する
      - ① 議長の選出手続き
      - ② 議事録署名人の選出手続き
      - ③ 議場混乱のときの収拾
      - ④ この規定に別に定める総会運営に関する事務
      - ⑤ 出席会員の資格審査
      - ⑥ 定款第19条に定める定足数の審査と総会成立の可否の判定
      - ⑦ その他、総会の合理的運営に必要なこと
    - (4) 総会運営委員会は、前項の審議の結果を総会に諮り、その承認を得た上で実施する
    - (5) 総会運営委員会は、総会開始前にその総会の総会職員を選任し、理事会に報告しなければならない
    - (6) 総会は、議事運営のために議長2人を選任する
      - ① 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理をする
      - ② 総会は、その出席会員の4分の3以上の同意により議長を罷免することができる
  - 6 議事
    - (1) 議案は原則として1件ずつ審議する
    - (2) 議事は原則として公開される
    - (3) 発言は上程されている議題に関係し、またこの規定の定めるところにかなっていないなければならない
    - (4) 議長は、前号の規定にかなっていない発言を拒否できる
    - (5) 動議の提出は上程されている議題に関係し、この規定にかなっていないなければならない
    - (6) 前号により動議の提案がなされたとき、その採否は議長の裁量による

- (7) 前号により動議が不採択となった場合、その裁量に不満の者は総会運営委員会を経て異議を申し立てることができる。ただし、この申し立ては10人以上の支持者を必要とする
- (8) 前号により動議不採択の異議申し立てがあった場合、議長は総会に諮りその採否を改めて決定しなければならない

## 7 採決

- (1) 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明確に総会に告げ、その確認を得た上で採決に入ることを宣言する
- (2) 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いて一切の発言を認めない
- (3) 採決の方法は、挙手・起立・記名あるいは無記名投票の4種とし、その選用法は議長が決定する
- (4) 採決の順序は、原則として原議案に対する否決、修正、賛成の順に行う
- (5) 会員は、すでに行われた表決の更生を求めることはできない

## 8 書面表決等

- (1) 総会に出席できない会員が、定款第20条に基づき書面をもって表決しようとする場合は、次の事項を記載し署名押印の上、その総会が開催される前の日までに総会運営委員会まで届け出るものとする（届け出の方式はデジタル方式での届け出も認める）
  - ①氏名
  - ②上程されるべき全ての議案について、その賛否
- (2) 総会に出席できない会員が、定款第23条に基づき、他の会員を代理人として表決を委任しようとする場合は、次の書式により、その総会が開催される前の日までに総会運営委員会まで届け出るものとする
  - ①氏名ならびに委任されるべき会員の氏名を記載する
  - ②その総会に上程される議案の表決権全てを委任する旨を記載する
- (3) その総会の議長を代理人として表決の委任をするときは、前号の規定にかかわらず氏名の自署をもって他を省略することができる
- (4) 役員選挙に関しては、前号および前々号の規定は適用しない
- (5) この規定に定めなき事項はその都度その総会で定め、その総会でのみ効力を持つ

(支部)

第12条 本会の公益事業を円滑に推進するために本会に支部を設置する。

### 2 支部の名称およびその地域範囲は次に定めるところとする。（37市16町1村）

- (1) 千葉支部 千葉市
- (2) 東葛支部 我孫子市、市川市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、習志野市、野田市、船橋市、松戸市の10市
- (3) 上総支部 いすみ市、市原市、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、館山市、富津市、南房総市、茂原市、一宮町、大多喜町、御宿町、鋸南町、白子町、長生村、長南町、長柄町、睦沢町、の11市8町1村
- (4) 下総支部 旭市、印西市、大網白里市、香取市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、成田市、八街市、八千代市、四街道市、九十九里町、神崎町、栄町、酒々井町、芝山町、多古町、東庄町、横芝光町、の15市8町

### 3 支部には、その支部内に事務局を置くことができる。

### 4 支部は、本会の定款に定める目的に従い、次の事業を行わなければならない。

- (1) 地域住民の保健維持向上に関する必要な事業
- (2) 地域の医用放射線の適正管理に関する必要な事業
- (3) 地域住民に対する情報宣伝広報活動等、放射線および診療放射線技師職の普及啓発活動
- (4) 支部会員の把握と交流親睦に必要なこと
- (5) その他、本会の発展に必要なこと

### 5 支部には次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 支部委員 20名以内（支部長・副支部長を含む）
- (4) 支部役員は、正会員の中から選任する
- (5) 支部長については、本会理事から選任し、理事会において承認する
- (6) 支部長は、支部役員を選任しなければならない
- (7) 副支部長については、支部委員の互選とする
- (8) 支部には若干名の顧問を置くことができる
- (9) 支部役員委嘱について、本会会長名で委嘱状を交付する

### 6 支部役員任期

- (1) 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期社員総会の終結時までとし、再任を妨げない
- (2) 支部役員再任は妨げない
- (3) 支部役員が辞任した場合、または任期終了の場合においても、後任者が決まるまではその職務を遂行しなければならない

### 7 支部役員報酬

- (1) 支部役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は実費支給とする
- (2) 支部会を開催するに当たっての支部委員の交通費等は、本会の規定に準ずる
- (3) 支部における勉強会等を開催するに当たり、企業等からの技術的・学術的協力等の情報提供を受けることができるが、協賛もしくはそれに準ずる金品の授受はできない
- (4) 勉強会等を開催するに当たり、講師等の謝礼は本会の規定に準ずる
- (5) 会員の講演についての謝礼も、原則として本会の規定に準ずる
- (6) 講師の交通費等については、本会の規定に準ずる
- (7) 会員外の講師を招聘することができる。ただし、事前に運営委員会の承認を得るものとする
- (8) 多くの会員や県民の利益につながる可能性がある判断できる講師やテーマ、および内容については、本会の事業に置き換えて行うことができる
- (9) 各支部においては、本会学術大会や市民公開講座ならびに本会勉強会への演題発表や実行委員の派遣については、積極的に協力することを旨とする

## 8 支部会議

- (1) 支部の会議は支部長が招集する
- (2) 支部会は年4回以上開催する

## 9 報告

- (1) 年度当初に支部委員の名簿を本会に提出する
  - ）種々イベント等の日時 内容が決定次第 本会ホームページあるいは機関誌に掲載できるように本会担当理事に速やかに報告すること

本会正会員は、本規定第 条第2項に定められた支部にその勤務地をもって所属する

1 1 前項により所属の支部を決定することができない正会員にあっては、原則としてその居住する場所をもって所属支部を決定することができる。

1 2 運営委員会は前項、前々項の規定に関わらず正会員の所属支部の決定及び変更をすることができる。

(会議方式)

第13条 当会定款に基づいて定めるもので、会議を民主的かつ効率的に運営することを目的とする。

2 本会で開催される総会、理事会を含む全ての会議がこれに該当する。

## 3 会議方法

- (1) 会場での開催
- (2) インターネットを用いたオンライン会議システム（電子メールによるものも含む）による開催
- (3) 会場開催とオンライン会議システムの併用での開催
- (4) 会長が認めたもの

(改廃)

第14条 本規程の制定または改廃については、理事会の承認を要するものとする。

平成30年4月1日	制定	同日施行
2020年02月29日	改定	同日施行
2020年11月28日	改定	同日施行
2022年06月18日	改定	同日施行
2024年11月30日	改定	同日施行